

第1回酒田市史跡山居倉庫保存活用計画策定委員会次第

日時 令和3年10月26日(火)

13時30分～

場所 酒田市役所3階 第一・二委員会室

- 1 開会
- 2 酒田市長あいさつ
- 3 出席者紹介
- 4 説明 史跡山居倉庫について
 - (資料1) 関連計画について(酒田市総合計画及びその他計画)
 - (資料2) 史跡等の概要について
 - (資料3) 史跡等の本質的価値について
 - (資料4) 現状について
- 5 協議事項
 - (1) 委員長及び副委員長の選出
 - (2) 山居倉庫保存活用計画策定について (資料5)
- 6 その他
- 7 閉会

酒田市史跡山居倉庫保存活用計画策定委員会委員名簿

◎委員

(敬称略)

No.	職名	氏名	備考
1	日本城郭研究センター名誉館長	田中 哲雄	
2	東北芸術工科大学歴史遺産学科教授	北野 博司	欠席
3	酒田市文化財保護審議会委員	清野 誠	
4	長岡造形大学建築・環境デザイン学科教授	平山 育男	
5	株式会社E A U 代表取締役	崎谷 浩一郎	
6	株式会社ANA総合研究所 主席研究員	井上 裕太	
7	ユアマイスター株式会社 営業部 マネージャー	荒木 真司	
8	株式会社テーブルビート 代表取締役	佐藤 俊博	
9	酒田市 企画部長	宮崎 和幸	
10	株式会社良品計画 ソーシャルグッド事業部長	河村 玲	
11	The Hidden Japan合同会社 代表	山科 沙織	
12	庄内園芸緑化株式会社 代表取締役会長	渡部 佐界	

◎オブザーバー

(敬称略)

No.	職名	氏名	備考
1	文化庁文化財第二課 主任文化財調査官	渋谷 啓一	
2	山形県観光文化スポーツ部 文化振興・文化財活用課 文化財振興主査	渡部 英	
3	全国農業協同組合連合会 山形県本部 本部長	佐々木 英之	代理 担当次長 池田 浩之
4	庄内倉庫株式会社 代表取締役	太田 政士	代理 事務局長 池田 浩之
5	庄内みどり農業協同組合 総合企画部長	佐藤 裕	
6	山形県庄内総合支庁建設部河川砂防課 課長	菊地 昭雄	代理 課長補佐 佐藤 清光
7	港南コミュニティ振興会 会長	小野 英男	

◎山居倉庫保存活用計画策定支援業務受託事業者

(敬称略)

1	株式会社グリーンシグマ	瀬戸 智	
2	株式会社グリーンシグマ	梅嶋 修	

◎事務局

No.	職名	氏名	備考
1	酒田市教育委員会教育長	鈴木 和仁	
2	〃 教育次長	池田 里枝	
3	酒田市上席専門員	阿部 勉	
4	〃 社会教育文化課長	阿部 武志	
5	〃 社会教育文化課長補佐	村井 重良	
6	〃 文化財主査兼文化財係長	川島 崇史	
7	〃 主任	渡部 裕司	
8	〃 主事	阿部 貴之	
9	〃 主事	柿崎 智之	
10	〃 主事	村上 一也	

酒田市史跡山居倉庫保存活用計画策定委員会設置要綱

(設置)

第1条 国指定史跡山居倉庫について、文化財保護法(昭和25年法律第214号)第129条の2第1項に定める史跡名勝天然記念物の保存及び活用に関する計画(以下「計画」という。)を策定するため、酒田市史跡山居倉庫保存活用計画策定委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(協議事項)

第2条 委員会は、文化財保護法に基づく文化財保存活用大綱・文化財保存活用地域計画・保存活用計画の策定等に関する指針に基づき策定する計画の内容について協議する。

(組織)

第3条 委員会は、専門的知識又は見識を有する者から、酒田市教育委員会が委嘱する委員若干名により構成する。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に、委員長及び副委員長各1人を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選により定める。

3 委員長は、会務を総括し、委員会を代表する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代行する。

(任期)

第5条 委員の任期は、委嘱の日から計画が文化庁長官の認定を受け協議を終える日までとする。

(会議)

第6条 委員会の会議(以下「会議」という。)は、必要に応じて、委員長がこれを招集する。

2 委員長は、必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求め、意見又は説明を聴くことができる。

(事務局)

第7条 委員会の事務局は、社会教育文化課に置く。

(その他)

第8条 この告示に定めるもののほか、委員会の運営に関して必要な事項は、委員長が会議に諮って定める。

附 則

この告示は、令和3年6月18日から施行する。

4- (1) 関連計画について(酒田市総合計画及びその他計画)

1. 酒田市総合計画【平成 30 年策定】

第 1 章 未来を担う人材が豊富な酒田 ～ひとづくり・協働～

政策 4 学びあい、地域とつながる人を育むまち①

○今後の方向性と主な施策

本市の歴史や文化を理解する上で重要な文化財等の保存と活用を図ります。

- ・文化財保存活用計画の策定

第 3 章 ファンが多く、移住者・定住者・観光客が増加する酒田 ～交流拡大～

政策 2 「おもてなし」があふれ、交流でうるおうまち

○今後の方向性と主な施策

有名観光地とは異なるアプローチで「ウリ」や「ターゲット」を明確にし、誘客促進につなげ、地域に経済効果をもたらします。

- ・歴史、伝統（おもてなしの文化、日本遺産等）、食・食文化（むきそば、地酒、ラーメン等）、自然景観（鳥海山・飛島ジオパーク等）の活用

第 5 章 地域のつながりと安全・安心にあふれた暮らしやすい酒田

政策 2 美しい景観と環境を「全員参加」でつくるまち

○今後の方向性と主な施策

自然景観や歴史的・文化的な景観の保全・形成を進めるとともに、景観に関する市民意識の向上に努めます。

- ・景観形成重点地域の指定と景観づくりに対する取り組みへの支援
- ・景観形成に資する重要な道路における無電柱化に向けた取り組み

第 6 章 都市機能が強化され、賑わう酒田

政策 1 都市機能が強化され、賑わう酒田 ～都市機能・生活インフラ～

○今後の方向性と主な施策

中心市街地において民間、商業・観光振興施策等と連携し、相乗効果を狙った都市機能の再生・更新を図りエリア内の価値を高めて投資を呼び込み、魅力と賑わいを創出するまちづくりを目指します。

- ・旧酒田商業高校跡地等山居倉庫周辺整備の実施

2. 都市計画マスタープラン【平成30年策定】

8. 都市づくりの方針 8-1 土地利用の方針 1) 中心市街地(中心拠点)

【拠点】 酒田港本港・山居倉庫周辺地区(観光・交流拠点)

酒田港本港地区は、海鮮市場やみなと市場、海洋センター、定期船「とびしま」の発着所が立地する観光・交流拠点であり、「みなとオアシス酒田」に認定されています。

山居倉庫周辺地区は、歴史・観光資源や観光物産館、歴史資料館が集積する観光拠点であるとともに、ケヤキ並木や新井田川と一体となった酒田らしい景観を形成しています。

これら酒田港本港地区と山居倉庫周辺地区の隣接した観光・交流拠点の機能を有効に活用して、連携を強化するとともに、にぎわい・親水機能を生む出す土地利用を進めます。

また、商業高校跡地周辺は、山居倉庫に隣接し、空路・幹線道路からの市街地への玄関口ともいべき位置にあることから、周辺一体の魅力向上、観光交流機能向上に資する土地利用を進めます。

8. 都市づくりの方針 8-3 景観の方針 (2) 景観の方針 ②歴史的、文化的景観

○酒田を象徴する歴史的、文化的景観資源を生かした景観づくりを進めます

本市には、港町としての長い歴史を背景とし、酒田らしさが醸成され町人文化を感じさせる地区などがあります。それぞれの地区における歴史的な建造物や文化などは、市民の貴重な財産であり、その保存を図ると共に、周辺地区も含めて、歴史的、文化的景観を大切にしたい景観づくりを進めます。

3. 酒田市景観計画【平成20年策定、平成29年変更】

5. 良好な景観の形成に関する方針 (3) 景観形成の基本方針

②酒田の象徴的な歴史的、文化的景観資源を活かした景観づくりを進めます

酒田には、港町としての長い歴史を背景とし、酒田らしさが醸成され町人文化を感じさせる地区、城下町としてのたたずまいを遺している地区、農村部の郷愁を感じさせる景観を遺す地区などがあります。それぞれの地区における歴史的な建造物や文化などは、市民の貴重な財産であり、その保全を図ると共に、周辺地区も含めて、歴史的、文化的景観を大切にしたい景観づくりを進めます。

1.1. 景観形成重点地域

本市の景観を特徴付ける特に重要な地域を「景観形成重点地域」に指定し、地域の特長を生かした良好な景観の保全や魅力ある景観づくりを進めます。

- 山居倉庫周辺地区（平成20年4月指定）
- ※詳細は別紙資料のとおり

4. 酒田市立地適正化計画【平成31年策定】

3. まちづくりの方針等

①多様なライフスタイルを受け入れる居住環境が整ったまち（居住の視点）

中心市街地（中心拠点）【市街地ゾーン】

歩いても暮らせ、歴史・湊まち文化を感じられる居住環境の形成

・中心市街地内の住宅地（中心住宅市街地）は、各拠点とのアクセスのしやすさに加え、防災上安全なエリアが多く、都市基盤や公共交通が充実していること、歴史・文化・観光資源が多く存在しているといった特徴・強みを備えています。それらを最大限活かして、若者から高齢者まで幅広い世代に選択しもらえる居住環境の形成を進めます。

5. 酒田商業高校跡地活用基本構想【令和3年策定】

1. 本市の中心市街地の課題と方針

1-5. 山居倉庫の史跡指定について

(3) 史跡指定後の取組み

①保存活用計画策定

・史跡の本質的な価値と構成要素を明確化するとともに、それらを適切に保存活用していくための基本方針、方法、現状変更等の取扱基準の策定等を目的として保存活用計画を策定する。

②山居倉庫の取得と活用

・山居倉庫を紡いできた歴史を後世に伝えていくため、倉庫機能が廃止される令和4年度末以降に、市が取得した上で、観光客や市民にとって、より魅力的な場所となるような活用策を検討していく。

2. 商業跡地の概要と方針

2-5. 商業跡地の基本理念・方針

(1) 基本方針

「^{おうこらいこん}往古来今」・・・過去から未来まで、綿々として続く時間の流れ

山居倉庫が中心として紡いできた酒田の歴史を、生活の一部として触れ、感じることができ、未来へつないでいくためのまちづくり。幅広い世代が生涯活躍できるまちの実現を目指し、山居倉庫周辺エリアの価値を高める。

(2) 基本方針

- ①来街者にとっては、山居倉庫と連携した「にぎわいの拠点」、市民にとっては、生活利便性が向上する「日常生活の拠点」となり、山居倉庫周辺エリアに交流と日常的なにぎわいが生まれる環境を目指す。
- ②庄内空港、幹線道路から中心市街地への玄関口としての立地を生かし、中心市街地への求心力、街なかへの誘導機能（回遊性）の強化を図る。

6. 第2期（2020年度～2024年度）

酒田市まち・ひと・しごと創生総合戦略【令和2年策定】

IV. 施策の基本的方向と具体的な施策

基本目標Ⅱ：ファンが多く、移住者・定住者・観光客が増加するまち

3. 移住・定住にもつながる「交流人口」の創出・拡大

(1) 観光の振興、交流およびシティプロモーションの推進

【施策の概要・目的】

本市の中長期観光戦略に基づき、ウリ、ターゲットを明確にすることで、誘客促進と観光消費額の増加につなげ、地域経済の活性化を図ります。

2019年（平成31年）3月に官民連携で立ち上げた「酒田観光戦略推進協議会」において、効果的な取り組みを検討します。

市民一人ひとりの酒田への誇りや愛着、主体的にまちづくりにかかわる前向きな気持ちを育み、「おもてなし」と情報発信を市民と行政が一体となって推進することで、酒田に親近感を持ち、何度も訪れてみたいと思える酒田ファンを増やします。

農業体験や農家民泊等のグリーン・ツーリズムの推進により、都市と農村の交流を拡大し、地域経済の活性化と「関係人口」の創出・拡大につなげます。

また、既存の交流やふるさと納税も活用しながら「関係人口」の創出に向けた取り組みを推進します。

【具体的な事業】

○酒田観光戦略推進協議会による誘客促進

- ・観光客の滞在時間と観光消費額の増加に向けた山居倉庫、日和山公演、酒田駅前エリアを結び付ける取り組み

基本目標Ⅳ：地域のつながりと安全・安心にあふれた暮らしやすいまち

1. 賑わいのある生活基盤づくりの推進

(1) 魅力と賑わいの創出

【施策の概要・目的】

民間の「稼ぐ力」を活用した公民連携による賑わい拠点づくりを進めます。過度に自家用車に依存することのない、快適な住環境の確保とあわせて、一定区間ごとでの人口密度の維持を図ります。

コンパクト・プラス・ネットワークによる持続性の高いまちづくりを推進し、交流や賑わいが生まれる好循環を創出します。

中心市街地等において民間、商業・観光振興施策等と連携し、相乗効果を狙った都市機能の再生・更新を図り、エリア内の価値を高めて投資を呼び込み、魅力と賑わいを創出するまちづくりを目指します。

医療、福祉、商業等の都市機能がまとまっている中心拠点と、移住を中心とした生活拠点が公共交通でつながり、誰もが目的に応じた交通手段を利用できる環境を整備するため、地域公共交通のあり方を検討します。

【具体的な施策】

○都市機能の再生

- ・酒田商業高校跡地など山居倉庫周辺整備の実施

7. 二級河川新井田川水系河川整備計画 【平成19年度策定】 山形県

第1章 河川整備計画の目標に関する事項

1.3 河川整備計画の目標 1.3.6 河川環境の整備と保全に関する事項

河川環境の整備と保全に関しては、新井田川水系の河川環境の整備と保全についての指針を示し、適正な管理に資するため、「新井田川水系河川環境管理基本計画（平成8年3月策定）」（以下環境管理計画）に基づき実施してきました。今後も環境管理計画に基づき新井田川水系が有している良好な動植物の生息・生育環境を保全しつつ、水辺とのふれあいの空間としての機能拡大や、河川と周辺地域との一体的な活用を図る整備と保全を行っていきます。さらに地域住民・沿川住民の要望などを踏まえ、新井田川水系の河川及びその沿川の美しい自然環境・景観、歴史・文化的施設や公園・緑地等のネットワーク化を図る整備を行うとともに、次の事項に配慮します。

（3）景観

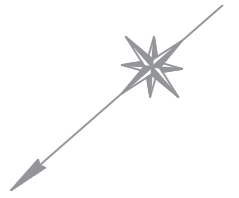
古くから港町として栄えてきた酒田市の歴史的・文化的景観、周辺地域の自然環境、田園、街並みと一体となって形成される河川景観について可能な限りその維持・形成に努める。

（4）河川利用

新井田川水系の河川利用に関する多様なニーズに配慮して、山居倉庫を拠点とした周辺観光や釣り等のレクリエーション、カヌー等のスポーツ、交流拠点となる場の創出を図り、心身の健康の増進に寄与する。

平面図

S=free



本町一丁目

国史跡 山居倉庫

千石町一丁目

山居町一丁目

山居町一丁目

山居町二丁目

令和	年度	図番	葉
路線名			
工事名			
位置		酒田市上本町地内	
平面図		1葉1	
縮尺 S=free		酒田市	

4 - (2) 史跡等の概要

1 史跡に至る経緯

- 平成 17 年 12 月 文化庁より山形県を通じて重要文化財（建造物）指定に向け、所有者へ説明するため酒田市へ調整依頼がある。
- 平成 18 年 2 月 県より文化庁が国指定史跡の指定について調査の動きがあるため、随行の依頼がある。
- 平成 18 年 3 月 文化庁の山下文化財調査官、東北芸術工科大学仲野名誉教授が山居倉庫を視察。国史跡指定に向けて意欲を示す。
- 平成 18 年 6 月 重要文化財（建造物）の指定に向けて文化庁から調査日程調整の依頼がある。
- 平成 18 年 7 月 文化庁文化財参事官付北河調査官が山居倉庫を視察する。類例として遊佐倉庫、鶴岡倉庫も視察したほか、国立倉庫も視察する。
- 平成 19 年 11 月 文化庁の福家主任調査官、山居倉庫を視察する。
- 平成 20 年 11 月 文化庁の本中主任調査官が山居倉庫を視察する。
- 平成 22 年 6 月 文化庁の坊城主任調査官（建造物担当）が山居倉庫を視察する。指定したいという意向。
坊城主任調査官から県に対し、指定に向けた調整の依頼があったが、県の文化財保護推進課長としては、重要文化的景観の選定に向かいたい旨の同意を酒田市に求めた。
- 平成 22 年 6 月 県文化財保護推進課長が全農山形へ重要文化的景観事業の取り組みについて説明。全農側は基本的に了解する
（これ以降 23、24 年度も協力依頼を行っている）。
- 平成 29 年 10 月 酒田市長が文化庁佐藤主任調査官と面談する。
- 平成 30 年 2 月 文化庁と協議を行う。
- 平成 30 年 6 月 山形県教育庁と協議。
- 平成 30 年 7 月 文化庁と協議。
- 平成 30 年 11 月 29 日 第 1 回山居倉庫調査委員会開催
国史跡指定に向け、必要となる調査と今後のスケジュールについて
- 令和元年 6 月 10 日 第 2 回山居倉庫調査委員会開催
調査の進捗状況と調査報告書の項目の確認について
- 令和元年 9 月 20 日 第 3 回山居倉庫調査委員会開催
調査の進捗状況、報告書執筆者の確定について
- 令和 2 年 3 月 23 日 第 4 回山居倉庫調査委員会開催
新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止

令和2年6月25日 第5回山居倉庫調査委員会開催

調査報告書及び文化庁への意見具申書の内容について

令和2年11月20日 文化審議会より文部科学大臣へ史跡指定の答申

令和3年3月26日 官報告示により国史跡に指定された。

2 指定の状況

(1) 指定説明

【指定名称】山居倉庫

【指定年月日】令和3年3月26日（文部科学省告示第44号）

【所在地】山形県酒田市山居町一丁目3番外

【指定種別】史跡

【指定基準】六. 交通・通信施設、治山・治水施設、生産施設その他経済・生産活動に関する遺跡

【指定面積】22,454.72 m²

【管理団体】酒田市

解説文

山居倉庫は、明治26年(1893)株式会社酒田米穀取引所の附属倉庫として建設された、庄内米を保管・取引した大規模な施設であり、山形県酒田市の市街地南東部、最上川の河口に隣接する新井田川左岸に所在する。酒田は日本化に臨んだ最上川河口部に形成された中世以来の湊町であり、舟運による物資流通の拠点として栄え、江戸時代には庄内藩の米蔵も置かれるなど、庄内米の一大集散地であった。

米穀の取引を行っていた江戸時代の会所(取引所)は、明治維新直後に一旦禁止されたが、すぐに再開され全国各地に取引所が置かれ、米穀商品の全国市場が形成されていった。江戸時代より米の産地であった庄内地方においても、民間資本による米倉庫業と米取引が営まれるようになる一方で、藩政期には年貢米収納に際して行われていた厳格な米穀品質管理が不徹底となり、粗悪米の流通によって低下した米の品質向上が課題となっていた。明治19年には株式会社酒田米商会所が酒田の地に開業し、本間蔵(新井田倉庫)等を保管倉庫として、米の売買と入庫米の品質管理を行うようになったが、同26年に取引所法が制定され、先物取引とそれに伴う受渡米保管のための倉庫業が認められたことを受け、酒田米商会所が株式会社酒田米穀取引所に改組され、附属倉庫として山居倉庫が建設されることとなった。倉庫の建設地は、酒田市街地の南東部、最上川と新井田川に挟まれた中洲(通称、山居島)で、下流直ぐ側で最上川河口に合流し、港に直結する海上輸送に有利な地点であった。

建築に際しては、川の左岸沿いに南北に細長く2万平方メートルを3.6メートル盛土し、周囲を石垣で固め、倉庫の礎石や柱位置に松丸太杭を打ち込む基礎工事を

った上で、同26年に敷地北側に倉庫7棟(2～7号の6棟、及び5・6棟の間にあった1棟)、同27年には敷地南側に倉庫4棟(8～10号、13号)、さらに同28年には倉庫2棟(1・11号)、同30年に北西にやや離れた敷地に大型倉庫他2棟、大正5年に倉庫1棟(12号)が、順次建築された。これらの倉庫群の北・西・南側には暴風と遮熱のためケヤキが植えられたほか、川沿いに事務所棟、板倉等の施設、荷揚げ場が設けられ、倉庫の西側には三居稻荷神社が勧請された。

山居倉庫では銘柄・等級に審査合格した入庫米(乙種預米)に対して入庫伝票(切符)を交付し、流通した伝票は仲買人により10石単位で倉荷証券(米券)にまとめられる仕組みであった。倉荷証券はいつでも時価で売買されるのみならず、銀行の担保としても流通した。大正4年には山居倉庫は日本銀行の指定倉庫となり、倉荷証券を担保に日銀に融資を申し込むことも可能であった。

山居倉庫が発行した倉荷証券は、明治期に全国各地で発行された米券の中で最も有名であった。江戸時代以来の米穀保管倉庫の伝統を受け継ぐ建築構造と、米穀保管に適した燻蒸方法開発による品質の維持、そして厳重な品位等級、俵量の統一、俵装の堅牢化、保管方法などの改善であった。こうして「黒縄の山居米」で知られる山居倉庫は、全国的知名度を有するようになり、さらに、産米改良と、土地改良による収穫量増加に対応して、山居倉庫を本庫として陸羽本線、羽越本線沿いに支庫を建設して拡大展開していった。

しかし、昭和14年に米穀配給統制法が制定され、米穀の統制流通が本格化したことに伴い、山居倉庫は産業組合主体となって大正時代以降に発展してきた農業倉庫と合体・転換を図り、財団法人北斗会を設立して、山形県購買組合連合会に倉庫・土地を貸与、経営も移管、ここに山居倉庫の米券倉庫としての歴史は終焉した。その後経営主体には変遷があるが、現在、全国農業協同組合連合会山形県本部(JA全農山形)が経営する農業倉庫として2～10号棟が現役利用され、1号棟は庄内米歴史資料館、11・12号棟は酒田市観光物産館として使用され、多くの見学者が訪れる場となっている。

酒田市では、平成14年度に11・12号棟の建物調査、平成30年から令和元年度に資料収集、測量、建物、発掘調査を行い、山居倉庫の文化財調査を実施した。現存する倉庫は明治26年～大正5年までに建築された12棟で、新井田川に東面して配置されている。5号と6号の間には元々倉庫があったが、大正時代に三居稻荷神社の参道整備に伴い撤去され空地となっている。11号と12号の間はやや広く空いている。1～10号、及び11～12号倉庫東側正面は蔵前に接続している。

各倉庫は12号棟が他に比べ平面積が若干大きいのを除けば、基本的に同じ平面・構造であり、切妻造妻入の形式の土蔵造、屋根は置屋形式の棧瓦葺、平面形式は梁行(間口)が7間半(13.6m)に、桁行(奥行)16間(29.1m)、面積120坪である。梁行は3等分にされ、2間半の柱間に米俵10俵を収納できるようになっている。床組は

現状モルタル仕上げだが、当初は防湿のためにタタキ仕上げで、土間の上に靱殻を1尺の厚さで敷き、その上に茅束を縦横に重ね、箆を敷いていた。開口部は正面(東側切妻)中央1か所、側面3か所、また1部に天窗を設けたようであるが、窓及び天窗装置は戦後の低温保管化に際して廃されている。壁面は土壁の漆喰仕上げである。屋根が二重屋根の置屋根であるのは、漆喰仕上げの倉庫本体との間に空気層を設ける断熱の工夫である。これら倉庫群は後代の改変もあるが、建築当初の形態をよく留めているものと評価できる。

事務所棟は客間、和室、休憩室、事務室等の複数の建物が接続したもので、山居倉庫創業時に現在の休憩室にあたる場所が作られ、その後大正・昭和期まで増築・改造を加えつつ使用されてきたものである。東宮殿下行啓記念研究室は大正14年、東宮(後の昭和天皇)の山居倉庫行啓を記念して昭和元年に建てられた米穀貯蔵の研究施設で、その後昭和戦前期に大規模な改築がなされ、現在は米穀保管室として使用されている。このほか、敷地西端の石垣部分の発掘調査では、現在積み上げられている練積石垣の下層に、山居倉庫建設時のものと考えられる空積石垣がみつき、また、石垣下層面から現存倉庫基底部までの比高が約3.4メートルを測り、記録にある盛土高とほぼ一致することが確認されている。

このように、山居倉庫は、明治時代から昭和戦前期にまで酒田米穀取引所の附属倉庫として機能した大規模な施設であり、明治時代以来、戦中戦後を経て米穀管理倉庫として今日まで存続している全国的にも希有な事例である。しかも、明治26年創建時の倉庫6棟を含む大正5年までに建築された12棟をはじめ、事務所棟、東宮殿下行啓記念研究室、板倉、三居稲荷神社、倉庫西側のケヤキ並木等、創業当時以来の建物や景観が良好に残っている。我が国近現代の米穀流通の歴史及び庄内地域の米作の歴史を知る上で貴重であることから史跡として指定し、その保護を図ろうとするものである。

「月刊文化財2月号(689号)」令和3年(2021)2月文化庁より転載

(2) 指定に至る調査成果

平成3年に山居倉庫のケヤキ並木は、酒田市の保存樹(林-1)に指定された。

平成11・12年度に近代化遺産調査が実施された。

平成14年度には、酒田市が11号倉庫と12号倉庫を購入し、観光施設として整備を行った(酒田夢の倶楽)。施設整備に先立ち、11・12号倉庫の調査が行われた。

平成20年4月、酒田市景観条例に基づき山居倉庫を含む山居倉庫周辺地区は景観形成重点地域に指定された。

平成26年度には、酒田市土木課によって、山居倉庫のケヤキ36本について、根系調査が行われた。

山居倉庫の歴史的経緯については、山形県庄内経済農業協同組合連合会(庄内経済

連)の参事を長く勤めた高橋義順によって『山居倉庫と庄内米』(平成9年刊行)としてまとめられている。

酒田市は、平成30年11月に有識者からなる山居倉庫調査委員会を設置し、令和2年7月まで文化庁と山形県教育委員会の指導・助言を得ながら、総合的な学術調査を実施した。そして、令和2年9月山居倉庫建設に至る歴史とその後の変遷、資料等から建造物の変遷過程をまとめた報告書を刊行した。その結果として我が国近現代の米穀流通の歴史及び庄内地域の米作の歴史を知る上で貴重であることが明らかとなった。

(3) 指定地の状況

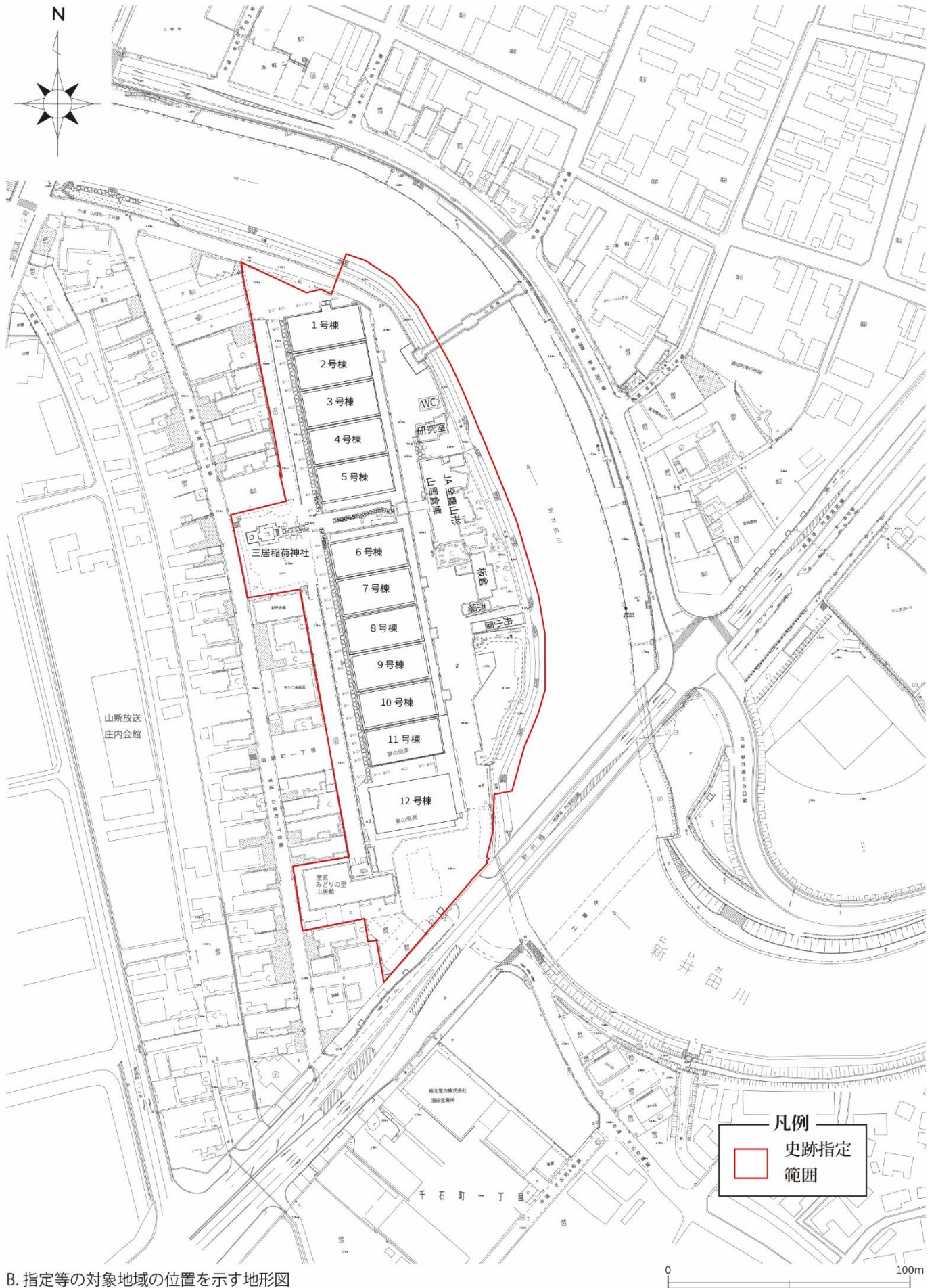
現在、大正5年までに建設された14棟のうち12棟が残っており、2号棟から10号棟は現役の米穀保管倉庫として使用されている。また、12棟のうち1号棟は昭和60年4月に「庄内米歴史資料館」として開館。山居倉庫の歴史や米に関する資料や農機具などを紹介している。

11・12号棟は平成14年度に酒田市が購入し、観光施設「酒田夢の倶楽」として整備し、平成16年4月に開館。酒田の歴史や本間家が江戸時代に京都の職人に作らせた亀笠鉾を展示紹介するとともに、酒田のお土産品が揃うなどの観光物産館として活用され、年間80万人が訪れ賑わいを見せている。

このほかにも、事務所棟、東宮殿下行啓記念研究室、板倉・赤場、三居稲荷神社が現存している。

また、倉庫の西側には日射や季節風を避けるためにケヤキが植えられている他、イチョウや松、杉が存在する。

指定範囲の西側は、宅地・駐車場が隣接している。



B. 指定等の対象地域の位置を示す地形図

4 - (3) 史跡等の本質的価値

1 指定理由

山居倉庫は明治時代から昭和戦前期まで株式会社酒田米穀取引所の付属倉庫として、庄内米を保管・取引した大規模施設。米が自由取引されていた米券倉庫時代から食糧管理制度下の時代を経て、米穀保管倉庫として使用されている。

明治 26 年(1893) 創建時の倉庫 6 棟を含む大正 15 年までに建築された 12 棟の倉庫、事務所棟、東宮殿下行啓記念研究室、板倉、三居稲荷神社、倉庫西側のケヤキ並木等創業当時以来の建物や景観が良好に残っている。我が国近現代の米穀流通の歴史及び庄内地域の米作の歴史を知る上で貴重であることから史跡として指定し、その保護を図ろうとするものである。

2 歴史的価値

①庄内藩の米券(米札)制度

- ・湊町酒田は、江戸時代に江戸の御用商人河村瑞賢が整備した西廻り航路の起点として、上方や江戸に移送する米や物資の集積地・積み出し港となり大きく発展した。
- ・庄内藩では 17 世紀初めより、年貢米を酒田や鶴岡の蔵に収納し、米札(米券)を発行した。米札はいつでも米と交換できるために、米の売買にも使用され、貨幣のように扱われた。また、米札でなければ蔵出しができないほど厳密な米券制度として確立した。
- ・庄内藩の米札は、米の品質管理を厳密に行ったために信用が高く、庄内藩士の禄米も米札で支給された。

②山居倉庫の建設へ

- ・明治に入ると新政府の政策により米の品質低下を招き、信用を著しく低下させたが、産米改良や田の乾田化と牛馬耕の奨励、耕地整理などの対策を行ったことにより収穫量、品質ともに向上した。
- ・明治 19 年(1886)には旧藩主酒井家が中心となり、本間家をはじめとする酒田の商人によって株式会社酒田米商会所が設立され、倉庫での入庫米の品質管理を行い、次第に酒田米商会所取引米の声価を高めていった。
- ・明治 26 年(1893)の「取引所法」の発布により、株式会社酒田米穀取引所として発足し、付属倉庫として山居倉庫が建設された。

③山居倉庫の倉荷証券の価値

- ・山居倉庫では、入庫米に対して倉荷証券(米券)を発行した。この米券は明治期に全国各地で発行された米券の中で最も有名であり、日本銀行の指定倉庫になるほどの信用を高めていった。この米券の信用を担保していたのは、江戸時代以来の米穀保管倉庫の伝統を受け継ぐ建築構造と、米穀保管に適した燻蒸方法開発による品質の維持、そして厳重な品位等級、俵量の統一、俵装の堅牢化、保管方法などの改善の成果

である。

④山居倉庫の支庫

- ・産米改良と土地改良による収穫量も増加したために、山居を本庫として各地に支庫を建設。特に大正期の陸羽西線、羽越本線の開通に伴い、沿線に支庫が展開された。

⑤山居倉庫の終焉

- ・昭和 14 年(1939)の「米穀配給統制法」の発布により、これまでの米の自由流通から統制流通に組み込まれ、山居倉庫の米券倉庫としての歴史は、その幕を閉じたが、戦中戦後の食糧管理制度や農地改革によって、米券倉庫から米穀保管倉庫へと役割を変えていき、現在も利用されている。

3 建造物的価値

①山居倉庫の位置

- ・山居倉庫は、酒田市街地の南東を流れる新井田川の左岸、鶉渡川原村山居（現山居町一丁目）に明治 26 年(1893)に建設された。この場所から新井田川を下ると最上川河口に合流し、すぐに港につながる利便性の高い地点である。当時、米の大量輸送はすべて船によっていたためこの地が選ばれた。

②山居倉庫の変遷

- ・各倉庫の変遷は明治 26 年(1893)に 2 号棟から 7 号棟の 6 棟と 5 号棟と 6 号棟の間にあった 1 棟の計 7 棟、翌明治 27 年(1894)に、8 号棟から 10 号棟の 3 棟と新井田川沿いに 1 棟の計 4 棟と三居稻荷神社社殿、明治 28 年(1895)には、1 号棟と 11 号の計 2 棟が建設され、ケヤキもこの時期に植えられた。
- ・明治 30 年(1897)には北西のやや離れた地にやや大規模な倉庫が建築され、大正 5 年(1916)に 12 号棟が順次建設された。
- ・1～11 号棟の規模は 120 坪で（12 号棟は 137 坪程度）、1 棟当たり米約 16,000 俵（約 960,000 キロ）を収納した。

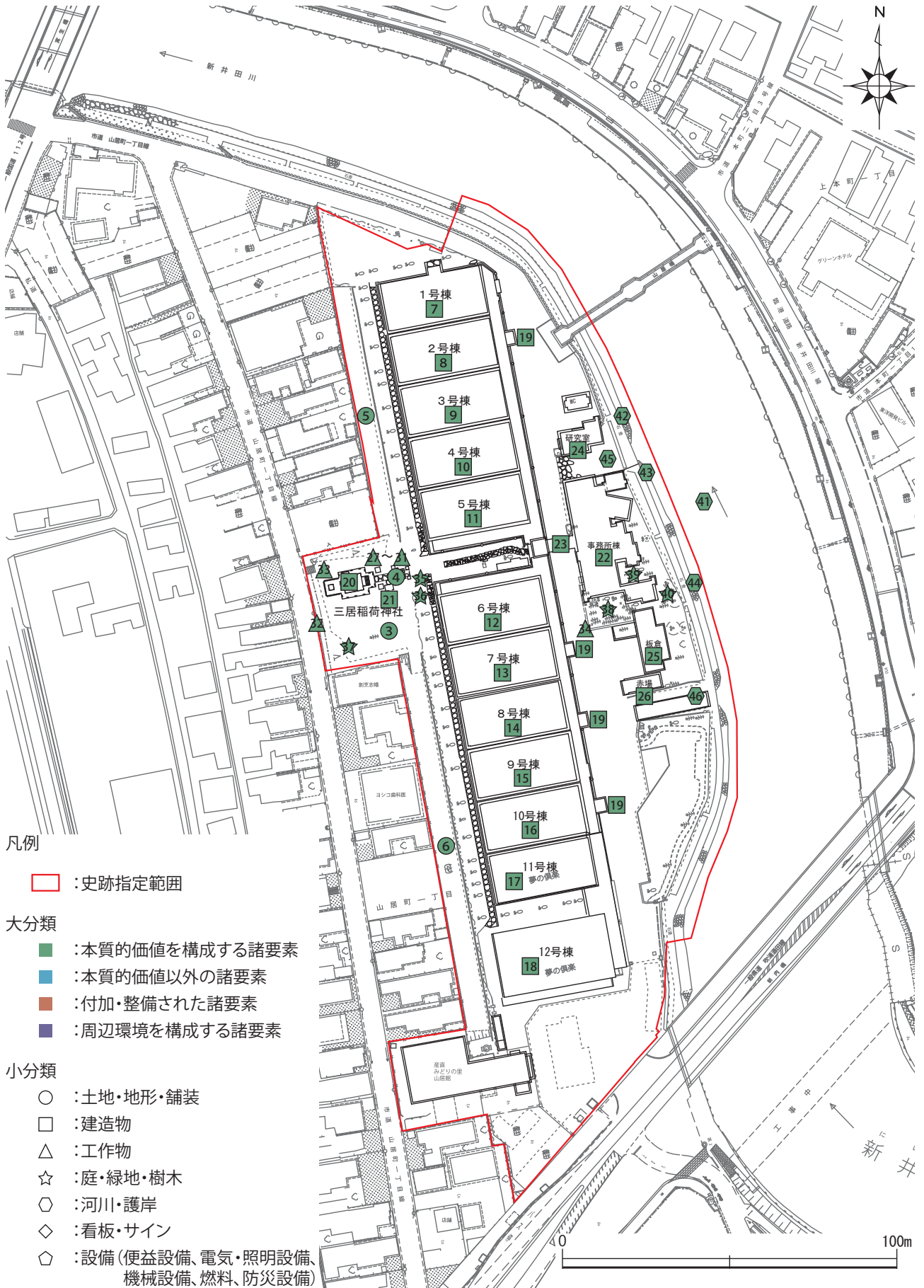
③米穀倉庫としての特徴

- ・山居倉庫の土地は元々河原だったために約 3.6m 盛土工事を実施。周囲を石垣で固め、地盤を強固にするため、倉庫の各礎石下に 2 間（約 3.6m）の松丸太杭を打ち込んだために、明治 27 年の庄内地震でも被害を最小限に抑えている。
- ・平面形式は梁行が 7 間半（約 13.5m）に、桁行 16 間（約 28.8m）。梁行 7 間半は 3 等分にされ、2 間半の柱間に米俵 10 俵を収納できるようになっている。
- ・床は現在モルタル仕上げだが、当時は防湿のために叩き仕上げで、土間の上に粃殻を 1 尺（約 30 cm）の厚さで敷き、その上に茅束を縦横に重ね、箆を敷いていた。
- ・開口部は防犯・防湿から 1 か所。通風換気のために窓や天窓が設けられ、壁面は防湿と防災のために土壁の漆喰仕上げ。当初は倉庫西側背面と同様、板壁で覆われていた。
- ・屋根は二重屋根の置屋根形式とし、建物本体と屋根の間に空気層を設け、断熱を行う

- など明治中期までに培った保管技術を基本に、質実で着実な構成である。
- 同形式を連続的に用いる軸組は、比較的短期な建築を可能とし、単純に米穀を貯蔵するという機能に徹した建物であり、周囲の環境も含め、米穀保管倉庫としての働きを機能化させている点で秀逸な意匠である。

構成要素分類表

所在区分	大分類	概要	小分類	諸要素
指定地内	本質的価値を構成する諸要素	史跡の本質的価値を示す諸要素。 災害防止で止むを得ない場合を除き、史跡の歴史的景観を大幅に改変する行為（人為的な地形の改変、建造物・工作物の撤去・移築、理由なき樹木の伐採等）は原則として認めない。 後世に良好な状態で継承するため、計画的な保存管理・修復に努める。 補修・維持管理に関する行為（同素材・同形状による補修、樹木の剪定等）は軽微な変更として現状変更に含まない。	土地・地形・舗装	土地、地下遺構、三居稲荷神社境内・参道、西面石垣
			建造物	倉庫群（1号棟～12号棟、倉庫-荷揚場間渡り廊下跡）、三居稲荷神社社殿（本殿・拝殿）、三居稲荷神社手水舎、事務所棟、事務所棟-倉庫渡り廊下、東宮殿下行啓記念研究室、板倉、赤場
			工作物	三居稲荷神社（鳥居、社標、燈籠、玉垣、西面石段）、事務所棟庭板塀
			庭・緑地・樹木	ケヤキ並木、ケヤキ切株、三居稲荷神社境内樹木（マツ）、事務所棟庭（和室南庭園、和室東中庭、裏庭）
			河川・護岸	新井田川、新井田川護岸（法面石垣、根固め・松杭）、荷揚場
	本質的価値以外の諸要素	指定地内にあって、史跡の歴史的価値や景観の補完を担う諸要素。 史跡の本質的価値を維持するために必要な行為である場合、これらの撤去・更新を認める。 形状・形態・材料・材質等を変更する場合、現存する諸要素の歴史的価値を確認した上で実施する。 撤去・変更・更新が求められる場合は、事前に現状変更許可申請等において可否を問うものとする。	土地・地形・舗装	倉庫群雨落ち側溝、敷地境界土留壁（西面）
			建造物	山居橋、小鶺鴒船覆屋
			工作物	三居稲荷神社（幟立て、北面石段）、敷地境界柵（北面）、藤棚、小鶺鴒船
			庭・緑地・樹木	実生木、イチョウ（5号棟-6号棟間）、フジ・マツ（事務所棟西面）、スギ（事務所棟西面）、アオギリ（研究室西面）、マツ（板倉西面）、緑地公園樹木（マツ）
			看板・サイン	倉庫番号看板
	付加・整備された諸要素	史跡指定以前に保存・管理・活用の必要に応じて、付加・整備された諸要素。 史跡の保存・管理・活用上必要な行為である場合、これらの撤去・更新を認める。 今後、これらの整備においては、史跡の歴史的価値・景観を損なわないよう留意し、修景等に努める。	土地・地形・舗装	舗装、観光駐車場、遊歩道（石畳）、12号棟脇石張り舗装、緑地公園遊歩道
			建造物	みどりの里山居館、駐輪場・喫煙所、公衆便所
工作物			新井田川手摺、敷地境界フェンス、百葉箱	
庭・緑地・植物			緑地公園、生垣	
看板・サイン			施設看板、解説板、保存樹表示板、誘導看板、観光マップ・観光案内、デジタルサイネージ、顔出しパネル、注意喚起板、危険物標識、街区表示板、埋設標識	
便益設備			自動販売機、12号棟脇手摺・車止め、市道山居町一丁目線車止め、オープンテラス（デッキ・テーブル・ベンチ）、ベンチ（石造・木造）、緑地公園ベンチ（樹脂製）	
電気・照明設備			街灯（山居橋袂）、夜間照明・ライトアップ用照明器具、制御盤	
機械設備			クーリングタワー、エアコン室外機	
燃料			プロパンガスボンベ、灯油タンク	
防災設備	消火栓、消火器具置場			
指定地外	周辺環境を構成する諸要素	史跡指定地外にあって、史跡の歴史的景観と一体的に保全すべき諸要素。または、史跡の活用において、改善・整備が想定される諸要素。	工作物	新井田川手摺（指定地より延長）
			河川・護岸	新井田川護岸（法面石垣、根固め・松杭、石段）
			看板・サイン	道路誘導標識
			便益施設	バス停
			電気・照明設備	引込柱



凡例

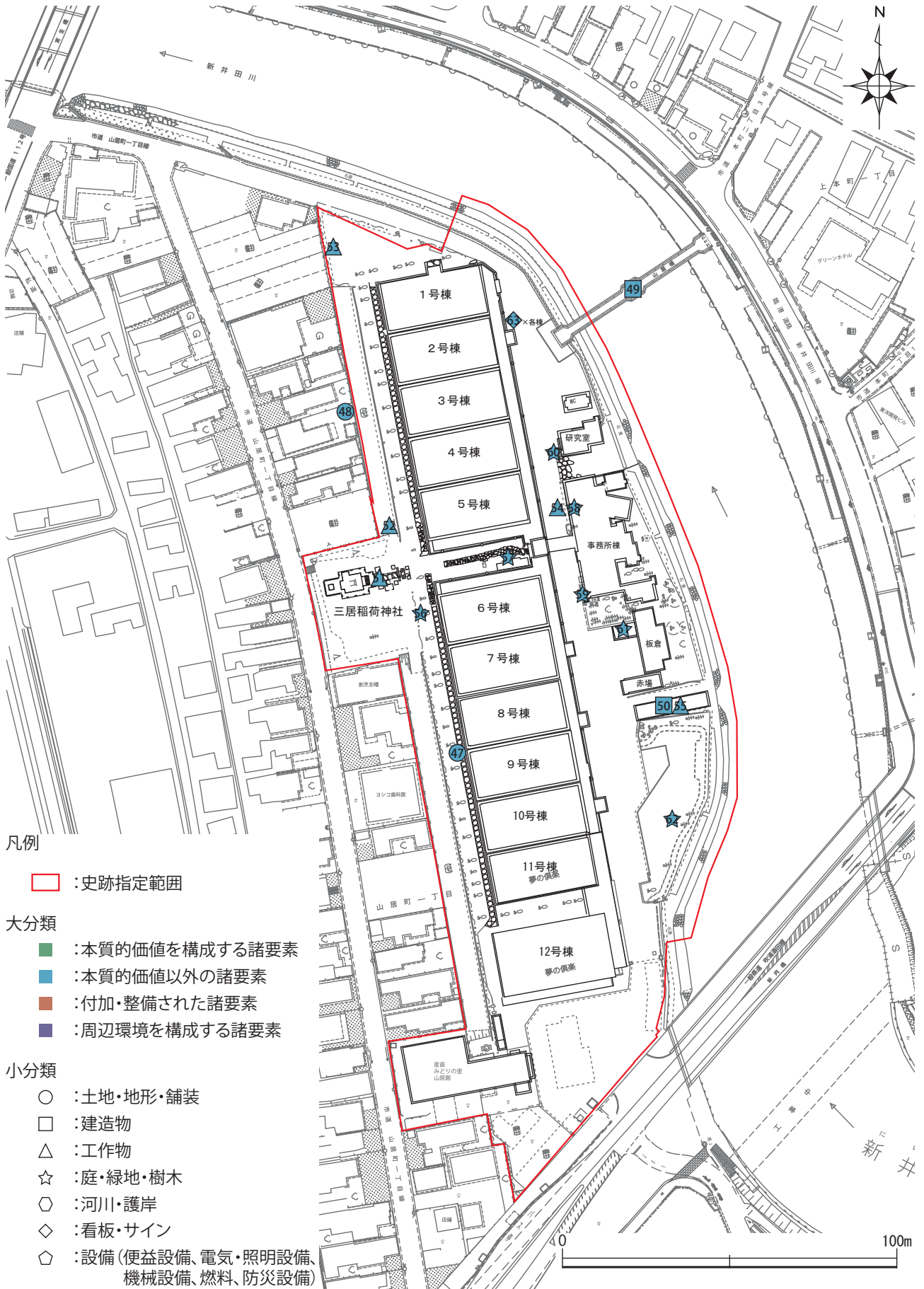
□ : 史跡指定範囲

大分類

- : 本質的価値を構成する諸要素
- : 本質的価値以外の諸要素
- : 付加・整備された諸要素
- : 周辺環境を構成する諸要素

小分類

- : 土地・地形・舗装
- : 建造物
- △ : 工作物
- ☆ : 庭・緑地・樹木
- ◇ : 河川・護岸
- ◇ : 看板・サイン
- ◇ : 設備 (便益設備、電気・照明設備、機械設備、燃料、防災設備)



凡例

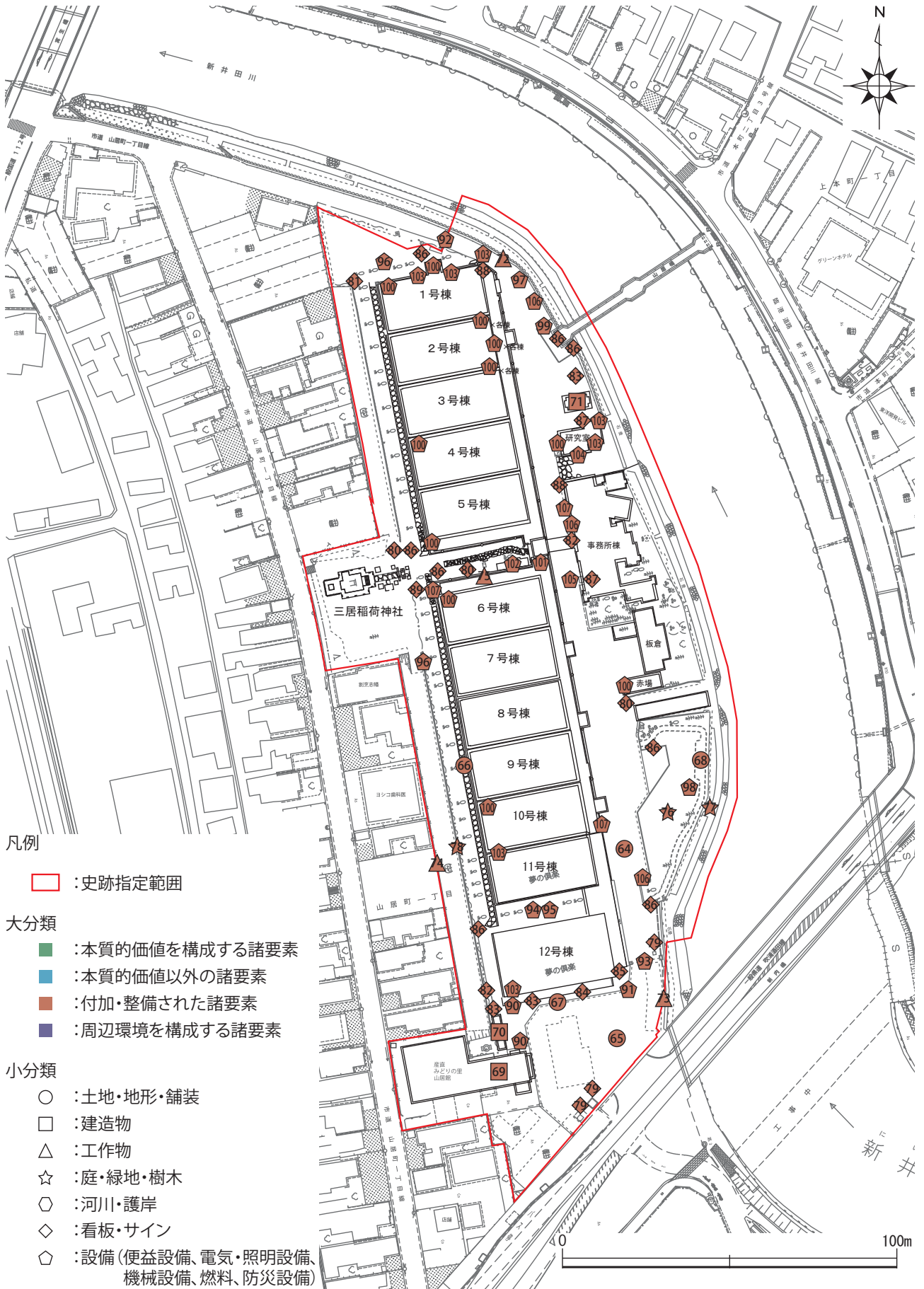
□ : 史跡指定範囲

大分類

- : 本質的価値を構成する諸要素
- : 本質的価値以外の諸要素
- : 付加・整備された諸要素
- : 周辺環境を構成する諸要素

小分類

- : 土地・地形・舗装
- : 建造物
- △ : 工作物
- ☆ : 庭・緑地・樹木
- ◇ : 河川・護岸
- ◇ : 看板・サイン
- ◇ : 設備 (便益設備、電気・照明設備、機械設備、燃料、防災設備)



凡例

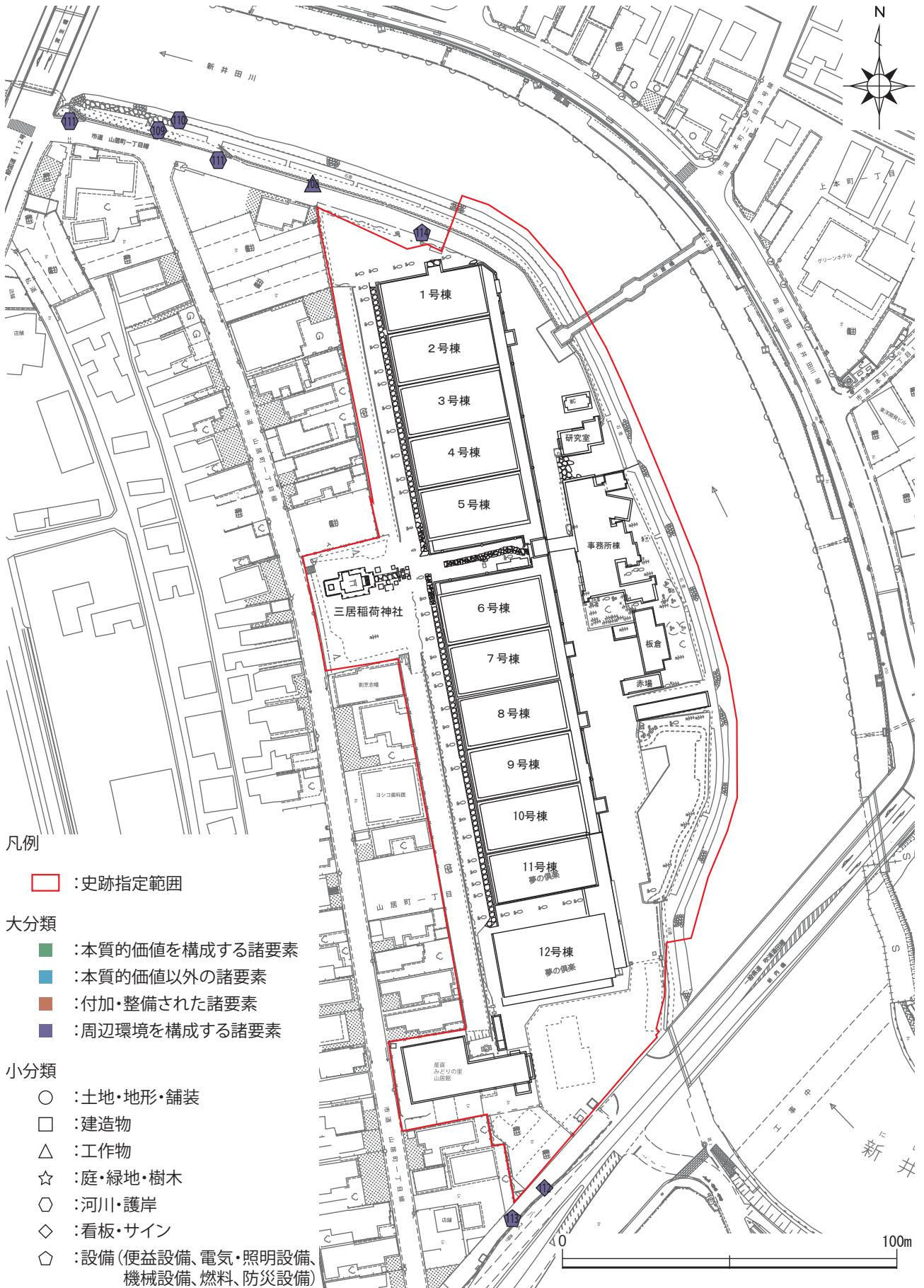
□ : 史跡指定範囲

大分類

- : 本質的価値を構成する諸要素
- : 本質的価値以外の諸要素
- : 付加・整備された諸要素
- : 周辺環境を構成する諸要素

小分類

- : 土地・地形・舗装
- : 建造物
- △ : 工作物
- ☆ : 庭・緑地・樹木
- ◇ : 河川・護岸
- ◇ : 看板・サイン
- ◇ : 設備 (便益設備、電気・照明設備、機械設備、燃料、防災設備)



凡例

□ : 史跡指定範囲

大分類

- : 本質的価値を構成する諸要素
- : 本質的価値以外の諸要素
- : 付加・整備された諸要素
- : 周辺環境を構成する諸要素

小分類

- : 土地・地形・舗装
- : 建造物
- △ : 工作物
- ☆ : 庭・緑地・樹木
- ◇ : 河川・護岸
- ◇ : 看板・サイン
- ◇ : 設備 (便益設備、電気・照明設備、機械設備、燃料、防災設備)

構成要素一覧表

大分類	小分類	No.	中項目	小項目	現状	
本質的価値を構成する諸要素	土地・地形・舗装	1	土地		山居倉庫の創建当初、約3.6mの土盛りが行われたとされ、発掘調査により証明されている。 倉庫群周辺の地盤面は、観光駐車場～倉庫群東側がアスファルト舗装、西側が表土あらし主体とする。	
		2		地下遺構	敷地内建物の変遷に伴い、地下に前身建物の地下遺構が残されている。一部発掘調査を実施した。	
		3	三居稻荷神社	境内（土地）	境内の過半は雑草地となる。	
		4		参道	両側面を縁石とし、参道面はモルタル塗り洗い出し仕上げとする。縁石に若干の乱れが確認できるが、モルタル面に目視できる破損は見られない。	
		5	西面石垣	北側（空積）	史跡の当初土盛りを示す遺構。空積のため、旧来の仕様を示すものと考えられる。	
		6		南側（練積）	史跡の当初土盛りを示す遺構。練積のため、後年の改修が窺える。	
	建造物	倉庫群	7	1号棟		明治28年建築。昭和60年以降「庄内米歴史資料館」として活用・公開。開館時間：午前9時～午後5時（12～2月は4時半）、入館料：一般300円、中高生200円、小学生150円（20名以上団体は50円引）。本来の構造・意匠を見せ、倉庫としての大空間を維持しながら、展示什器を設置しており、文化財としての活用に配慮している。
			8		2号棟	明治26年建築。非公開。内部未使用（備品等が置かれる）。屋根面及び妻面開口部に断熱材を吹き付ける。
			9		3号棟	明治26年建築。非公開。内部未使用（備品等が置かれる）。屋根面（母屋間）にボード張り（断熱パネルか？）を施す。妻面・妻面開口部に断熱材を吹き付ける。
			10		4号棟	明治26年建築。非公開。内部未使用（備品等が置かれる）。屋根面（母屋間）にボード張り（断熱パネルか？）を施す。内壁は合板張り（内部断熱材吹付か）。土台廻り、棟木周辺、妻面・妻面開口部等に断熱材を吹き付ける。
			11		5号棟	明治26年建築。非公開。備蓄米保管。内部屋根面・壁面全てに断熱材を吹き付ける。
			12		6号棟	
			13		7号棟	
			14		8号棟	明治27年建築。非公開。備蓄米保管。内部屋根面・壁面全てに断熱材を吹き付ける。
			15		9号棟	
			16		10号棟	明治27年建築。非公開。内部未使用（備品等が置かれる）。屋根面及び妻面・妻面開口部に断熱材を吹き付ける。

大分類	小分類	No.	中項目	小項目	現状	
本質的価値を構成する諸要素	建造物	17	倉庫群	11号棟	明治28年建築。平成16年以降、11号棟・12号棟を「酒田夢の倶楽」と称する観光物産館として活用する。倉庫本体は「ミュージアム華の館」、下屋部分をお土産品コーナー「幸の館」として活用する。 本来の構造を見せ、倉庫としての大空間を維持しながら、構造補強や展示・販売の什器等の設置を行っており、文化財としての活用配慮している。	
				18	12号棟	大正5年建築。平成16年以降、11号棟・12号棟を「酒田夢の倶楽」と称する観光物産館として活用する。倉庫本体はレストラン「芳香亭」、軽食販売店、便所、管理者事務所、下屋部分をお土産品コーナー「幸の館」として活用する。 本来の構造を見せながら、構造補強や店舗什器等の設置を行っており、文化財としての活用配慮する。一方、間仕切り壁によって中小規模の部屋に区画しているため、倉庫としての大空間を感じ難く、活用を重視した内部意匠とする。
				19	倉庫-荷揚場間 渡り廊下跡	かつて倉庫下屋（東面）に荷揚場と倉庫を繋ぐ渡り廊下が設けられていた。現状は、切断・撤去され倉庫側の一部が現存する。
		20	三居稻荷神社	社殿 (本殿・拝殿)	拝殿は明治27年（1894）建築、本殿は大正4年（1915）建築。本殿基壇は練石積。	
		21		手水舎	木造。参道南面に位置する。	
		22	事務所棟	明治26年当時の休憩室を主体に、昭和時代初期に至る増築を重ねた姿を残す。事務所・資料室をはじめ、各所に改修の形跡も見て取れるが、全体として山居倉庫の管理を担った事務所建築が良好な状態で保存されている。		
		23	事務所棟-倉庫渡り廊下	木造。事務所棟正面と倉庫（5号棟-6号棟間）を繋ぐ。下部を車両が通行するため、中間には柱が立たない。		
		24	東宮殿下行啓記念研究室	前身建物は、大正15年に平屋建で建築、昭和9年に現木造二階建の研究室が建築された。 外壁は一階が下見板張り、二階がモルタル吹付とする。内部は床：縁甲板張り、壁・天井：漆喰塗りなど洋風意匠でまとめられている。		
		25	板倉	木造平屋建。事務所棟南側に位置する。北側を物置、南側を車庫として用いる。明治時代後期までに2棟あったが、大正時代前期に1棟が失われた。		
		26	赤場	木造平屋建。板倉の南側に位置する。昭和時代初期までに建築されたもので、当初は物置などの用途であった。現状は西側下屋に土間・流しを配し、本屋は西側が板床の上に藁敷、東側は背面から用いる土間の物置とする。		

大分類	小分類	No.	中項目	小項目	現状
本質的価値を構成する諸要素	工作物	27	三居稲荷神社	鳥居	鉄筋コンクリート製、人造石塗り洗い出し仕上げ。
		28		社標	参道北脇に位置する。石造。石柱と丸鋼による柵で囲まれる。「三居稲荷神社」「御大典記念 昭和三年十一月十日」「伯爵酒井忠良謹書」「石工齋藤多市刻」
		29		燈籠1	最東側に位置する。2基1組。石造。「大正十三年四月吉日」
		30		燈籠2	鳥居西側に位置する。2基1組。石造。
		31		燈籠3	最西側に位置する。2基1組。石造。
		32		玉垣	境内西面の敷地境界に鉄筋コンクリート製（親柱のみ人造石塗り洗い出し仕上げ）の玉垣が設置される。
		33		西面石段	神社境内の西面北端に設けられた石段。市道山居町一丁目線との昇降に用いる。両脇袖壁は敷地境界の土留壁と一体で、階段部のみ石造とする。
		34		事務所棟	庭板塀
	庭・緑地・樹木	35	ケヤキ並木	ケヤキ	夏の高温防止のため、倉庫南面に配したもの。1号棟から11号棟を「コ」の字に囲う。
				切株	枯死等の理由によって、伐採したケヤキの切株が点在する。
		37	三居稲荷神社	境内樹木（マツ）	境内の周囲にマツ林が形成される。
		38	事務所棟	和室南庭園	事務所棟（和室）南に位置する板塀に囲まれた庭園。芝庭、樹形が整えられたマツで構成される。
				和室東中庭	事務所棟（和室）東側に位置する。苔庭、モミジ等の植栽で庭園としての体裁を整える。
		40		裏庭	事務所棟東側に位置する。新井田川に沿って生垣を配し、マツの大木を主体とする。一部に飛石を配する。
	河川・護岸	41	新井田川		山形県が管理する二級河川。史跡地側（左岸）の護岸は酒田市の管理、対岸（右岸）は港湾管理となる。
				42	新井田川護岸
		法面石垣（モルタル補修済）	研究室東面から南側（新内橋北袂まで）は、法面がモルタルによって補修が行われている。		
		護岸根固め・松杭	護岸根固めは新内橋北袂から実生橋まで石敷の状態に残されている。根固め先端には松杭が並ぶ。		
		45	荷揚場	北側	新井田川から倉庫へ米を運び入れた荷揚場跡。現在はバリケードによって立ち入り制限を行っている。
				46	南側

大分類	小分類	No.	中項目	小項目	現状
本質的価値以外の諸要素	土地・地形・舗装	47	倉庫群	雨落ち側溝	倉庫群の周囲に設けられた雨落ち側溝。各倉庫間と西面は犬走りと一体的にコンクリートで整形された開渠とし、その他はコンクリート製蓋付側溝とする。各建物間で巾や深さの仕様が異なる。なお、屋根面の雨水は雨樋によって集水し、側溝へ流している。
		48	敷地境界	土留壁（西面・三居稲荷神社三方）	指定地西面北端から三居稲荷神社までの敷地境界に設置される。コンクリート製。
	建造物	49	山居橋		史跡地北東部と新井田川対岸（酒田市街地方面）を繋ぐ歩道橋。昭和34年（1959）まで同位置に木橋が架かっており、平成5年（1993）に現在の鋼桁木装橋（ヒバ）が建造された。
		50	小鶴飼船覆屋		小鶴飼船を保護する覆屋。
	工作物	51	三居稲荷神社	幟立て	参道両脇に2本2組（合計4本）設置。鉄筋コンクリートの柱にステンレス製の幟立て金具を設ける。
				北面石段	神社境内の北面東端に設けられた石段。両脇袖壁等は無く、傾斜地に割石が段状に並べられる。
		53	敷地境界	柵（敷地北端）	1号棟北側・史跡指定地境界に鉄筋コンクリート柱と丸鋼による柵が設置される。
		54	藤棚（事務所棟西面）		藤棚の柱はコンクリート製、棚は鉄骨製。
		55	小鶴飼船		最上川舟運において物資輸送を行った船（復元）が南側荷揚場に屋外展示される。
	庭・緑地・樹木	56	実生木		ケヤキ並木等に実生木が点在する。
		57	個別樹木	イチョウ（5号棟-6号棟間）	5号棟-6号棟の間に立つ。
				フジ・マツ（事務所棟西面）	事務所棟西面に立つ。
				スギ（事務所棟西面）	事務所棟西面南端に立つ。幹が事務所棟の便所屋根と干渉する。
				アオギリ（研究室西面）	研究室西面南端に立つ。
				マツ（板倉西面）	板倉西面北端に立つ。
		62	緑地公園	樹木（マツ）	緑地公園内の樹木。マツが中心となる。
	看板・サイン	63	倉庫群	倉庫番号看板	各倉庫の東面に設置される番号札。鉄板に番号が塗装される。

大分類	小分類	No.	中項目	小項目	現状
付加・整備された諸要素	土地・地形・舗装	64	舗装		倉庫群周辺の地盤面は、観光駐車場～倉庫群東側がアスファルト舗装、西側が表土あrawし主体とする。
		65	観光駐車場		史跡南端に整備された観光用駐車場。アスファルト舗装。誘導員が配置される。
		66	遊歩道（石畳）		観光客の増加に伴って、ケヤキ並木の根茎保護のために設置された。
		67	12号棟脇石張り舗装		12号棟への導入路として、南東面に石張り舗装が施される。
		68	緑地公園	遊歩道	緑地公園内を通る砂利敷の遊歩道。
	建造物	69	みどりの里山居館		農産物直売所。野菜、果物、生産者手作りの加工品、惣菜等を販売する。
		70	駐輪場・喫煙所		木造切妻造金属板葺。史跡の歴史的景観に配慮したデザインとする。
		71	公衆便所		研究室北側に設置される。木造瓦葺。外壁縦板張り。史跡の歴史的景観に配慮したデザインとする。
	工作物	72	新井田川手摺	木製	研究室から実生橋までの間、新井田川沿いに設置される。山居橋欄干に合わせたデザインとし、史跡の歴史的景観に配慮する。
				鋼製	新内橋袂から史跡地生垣までの間、新井田川沿いに設置される。一般的な転落防止柵で、色調のみ史跡の歴史的景観に配慮する。
		74	敷地境界	フェンス	史跡指定地西面（三居稻荷神社南側～みどりの里山居館）に設置される。
		75	百葉箱		木製。気象観測のために設置。測機器を日射から遮蔽するとともに雨や雪から保護するための装置。
	庭・緑地・樹木	76	緑地公園	芝地	緑地公園の地表面を覆う。
		77	生垣	西面石垣上	隣地境界との目隠しを担う。
				東面護岸上	石垣からの転落防止を担う。
	看板・サイン	79	看板・サイン	施設看板	①山居倉庫・②酒田夢の倶楽・③山居館の3件。①はコンクリート製、②③はスチール製。上記の他、建物の壁面に施設案内に関する看板（私設名称、入館案内等）が設置される。
				解説板	木製。建物や構成要素に関する解説が行われている。
				保存樹表示板	ステンレス製。酒田市樹木等の保存に関する要綱にもとづいた保存樹指定を示す看板。
				誘導看板	木製。ペンキ塗りの文字・矢印で庄内米歴史資料館への誘導を担う。 上記の他、建物の壁面に各施設（庄内米歴史資料館、酒田夢の倶楽、ケヤキ並木等）への誘導を担う看板が設置される。
					観光マップ・観光案内
				84	デジタルサイネージ

大分類	小分類	No.	中項目	小項目	現状
付加・整備された諸要素	看板・サイン	85	看板・サイン	顔出しパネル	スチール製。12号棟南面に設置。酒田市公認マスコットキャラクターの顔出しパネル。来場記念撮影用。
		86		注意喚起板	強風時の枯れ枝落下、禁煙、ペット同行の禁止、山居橋の通行規則（以上：木製）、駐車禁止区画、通行止（以上：鋼製）等に関する注意喚起を示す。
		87		危険物標識	スチール製。事務所棟西面、研究室北面に設置。消防法にもとづく少量危険物貯蔵取扱所の表示板。
		88		街区表示板	スチール製。1号棟北東隅、事務所棟前藤棚に設置。住居表示に関する法律にもとづき市が設置。
		89		埋設標（ケーブル埋設・敷地境界杭等）	ケーブルの埋設を示す標識や敷地境界杭が設置される。
	便益設備	90	自動販売機		12号棟南側、みどりの里山居館北側に設置。
		91	12号棟脇手摺・車止め		12号棟「夢の倶楽」への導入路として、南東面に石張り舗装が施され、脇にステンレス製の手摺及び車止めが設置される。
		92	市道山居町一丁目線車止め	1号棟脇	ステンレス製。チェーン式。
		93		12号棟脇	木製柱及びスチールパイプ製車止めにチェーン式。
		94	オープンテラス	デッキ	11号棟と12号棟の間に位置するケヤキ並木を利用したオープンテラス。デッキの色調は史跡の歴史的景観に配慮されている。
		95		テーブル・ベンチ	オープンテラスに設置される木製ベンチとアルミ製のテーブル・椅子。 木製ベンチは史跡の歴史的景観に配慮されている。アルミ製のテーブル・椅子はやや配慮に欠けるが、史跡価値と明確に区分された材料で耐候性に考慮したものとなっている。
		96	ベンチ	石造	三居稲荷神社東側、1号棟北側等に巨大な切石が置かれ、ベンチとして用いられる。
		97		木造	1号棟東面（山居橋袂）に木製ベンチが設置される。
		98	緑地公園	ベンチ（樹脂製）	緑地公園内に設置された樹脂製のベンチ。

大分類	小分類	No.	中項目	小項目	現状
付加・整備された諸要素	電気・照明設備	99	電気・照明器具	街灯（山居橋袂）	山居橋の袂に設置される街灯。基礎石に木製柱。2基1組。山居橋欄干、新井田川手摺等と調和を図ったデザインによる。
		100		夜間照明・ライトアップ用照明	建物外壁等に夜間照明、ライトアップ用の照明器具が設置される。
		101		制御盤	6号棟北側に設置。倉庫群外部照明器具の制御盤。外壁に色調を合わせ、史跡の歴史的景観に配慮する。
	機械設備	102	室外機械類	クーリングタワー	6号棟北側に設置。倉庫冷房機の冷却を担う。
		103		エアコン室外機	活用に応じて、各建物の外部にエアコン室外機が設置される。地表面に直置きするものと、建物に壁付けされるものがある。
	燃料	104	燃料置場	プロパンガスボンベ	研究室の燃料として使用される。建物外部に直置きとする。
		105		灯油タンク	事務所棟の暖房用燃料を貯蔵する。
防災設備	106	消火栓		地上式消火栓が点在する。	
	107	消火器具置場		必要に応じた箇所に木製・赤色の箱を設け、消火器具（消火器、消火用バケツ等）を納める。	
周辺環境を構成する諸要素	工作物	108	新井田川手摺	木製	研究室から実生橋までの間、新井田川沿いに設置される。山居橋欄干に合わせたデザインとし、史跡の歴史的景観に配慮する。
	河川・護岸	109	新井田川護岸	法面石垣	研究室東面から北側（実生橋まで）は、法面石垣が旧来の状態で残されている。
		110		護岸根固め・松杭	護岸根固めは新内橋北袂から実生橋まで石敷の状態が残されている。根固め先端には松杭が並ぶ。
		111		石段	市道山居町一丁目線と新井田川河川敷を繋ぐ石段。史跡指定地外。
	看板・サイン	112	道路誘導標識		観光駐車場の前面道路に設置される。
	便益施設	113	バス停		山居倉庫最寄りのバス停。
電気・照明設備	114	電気・照明器具	引込柱	コンクリート製電力引込柱。	

山居倉庫保存活用計画策定について

1. 目的 史跡等の本質的な価値の構成要素を明確化し、それらを適切に保存活用していくための基本方針、方法等をまとめ、山居倉庫を後世に伝えていくための基本的な計画である「山居倉庫保存活用計画」を策定する。
2. 期間 令和 3 年度～ 4 年度（2 か年）
3. 保存活用計画の項目（定めるべき内容）
 1. 計画策定の沿革・目的
 2. 史跡の概要
 3. 史跡等の本質的な価値
 4. 現状・課題
 5. 大綱、基本方針
 6. 保存管理
 7. 活用
 8. 整備
 9. 運営・体制の整備
 10. 施策の実施計画の策定・実施
 11. 経過観察
4. 進め方
 - 学識経験者よりそれぞれの分野から意見をいただくために策定委員会を立ち上げる。
 - 保存活用計画策定と委員会の開催支援等を株式会社グリーンシグマ（代表取締役平田敏彦）に委託。
 - 策定委員会は 5 回を予定。令和 3 年度は 2 回開催。
令和 3 年度は 3 で示した保存活用計画の項目 1～5 までを策定
令和 4 年度は 3 で示した保存活用計画の項目 6～11 までを策定

5.スケジュール（案）

令和3年10月26日 第1回酒田市史跡山居倉庫保存活用計画策定委員会

- ・国指定史跡山居倉庫について
 - 関連計画について
 - 史跡等の概要について
 - 史跡等の本質的価値について
 - 現状について
- ・委員長及び副委員長の選出
- ・山居倉庫保存活用計画策定について

27日 現地視察

令和4年2月 第2回酒田市史跡山居倉庫保存活用計画策定委員会

- ・保存活用計画（素案）について
 - 4.現状・課題
 - 5.大綱、基本方針

令和4年6月 第3回酒田市史跡山居倉庫保存活用計画策定委員会

- ・保存活用計画（素案）について
 - 6.保存
 - 7.活用
 - 8.整備

令和4年9月 第4回酒田市史跡山居倉庫保存活用計画策定委員会

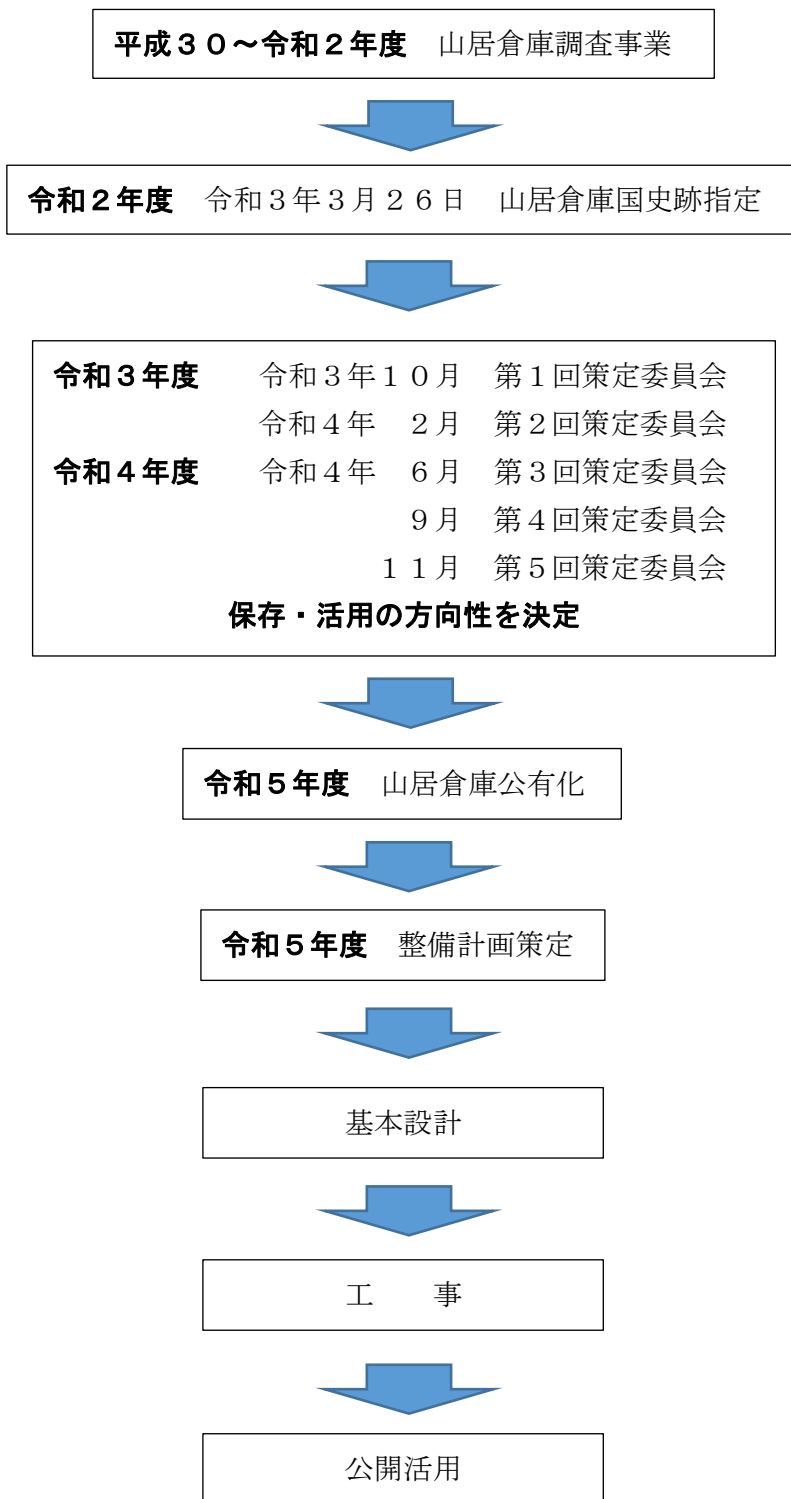
- ・保存活用計画（素案）について
 - 9.運営・体制の整備
 - 10.施策の実施計画の策定・実施
 - 11.経過観察

令和4年11月 第5回酒田市史跡山居倉庫保存活用計画策定委員会

- ・酒田市史跡山居倉庫保存活用計画書について

令和4年12月 酒田市史跡山居倉庫保存活用計画を文化庁へ提出

令和5年度 山居倉庫公有化



※令和4年度以降は、令和3年10月26日現在における予定